

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月25日

【会社名】 E P Sホールディングス株式会社

【英訳名】 E P S H o l d i n g s , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役 巖 浩

【本店の所在の場所】 東京都新宿区津久戸町1番8号

【電話番号】 03-5684-7873 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員 折橋 秀三

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区津久戸町1番8号

【電話番号】 03-5684-7873 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員 折橋 秀三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年12月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年12月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円 配当総額380,303,330円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月24日

第2号議案 当社と株式会社総合臨床ホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社総合臨床ホールディングスとの平成27年9月28日付株式交換契約を承認する。

第3号議案 定款一部変更の件

経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役役に役付取締役として、新たに取締役副会長を定めることができるよう、現行定款第23条（代表取締役及び役付取締役）を変更する。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日から施行され、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第31条（取締役の責任免除）及び第42条（監査役の責任免除）を変更する。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、巖浩、田代伸郎、西野晴夫、田中尚、西塚淳一、ダン・ウェン、玉井康治、折橋秀三及び安藤佳則を選任する。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、冨永俱弘及び船橋晴雄を選任する。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、栃木敏明を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	324,684	212	21	(注)1	可決 99.62
第2号議案 当社と株式会社総合臨床ホールディングスとの株式交換契約承認の件	307,040	17,856	21	(注)2	可決 94.21
第3号議案 定款一部変更の件	324,698	198	21	(注)2	可決 99.62
第4号議案 取締役9名選任の件					
廠 浩	305,037	19,859	21	(注)3	可決 93.59
田代 伸郎	320,234	4,662	21		可決 98.26
西野 晴夫	324,105	791	21		可決 99.44
田中 尚	324,119	777	21		可決 99.45
西塚 淳一	324,115	781	21		可決 99.45
ダン・ウェン	324,111	785	21		可決 99.44
玉井 康治	324,119	777	21		可決 99.45
折橋 秀三	324,115	781	21		可決 99.45
安藤 佳則	324,113	783	21		可決 99.45
第5号議案 監査役2名選任の件					
富永 俱弘	324,621	273	21	(注)3	可決 99.60
船橋 晴雄	321,895	2,999	21		可決 98.77
第6号議案 補欠監査役1名選任の件	321,906	2,990	21	(注)3	可決 98.77

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。